

阿智村・清内路村合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阿智村・清内路村合併協議会財務規定第10条の規定に基づき、阿智村・清内路村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員、監査委員、協議会への出席を要請した委員以外の者等（以下「協議会委員等」という。）の費用弁償及び報酬の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,500円及び半日額は4,500円、午後5時からの会議等の場合には4,000円、午後7時からの会議等の場合には3,000円とする。ただし、2村の常勤職員、議会議員、農業委員会の委員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、会長村の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月16日から施行する。